

第二回「サハリン環境フォーラム」 意見・質問

2004年11月25日
国際環境 NGO FoE Japan

油流出対応に関して

1) JBICの対応:

質問1: 2002年9月に公開されたフェーズ2の油流出対応計画(OSRP)¹によると、「このOSRPを発展させ、フェーズ2の油流出への対応の詳細を全て記載したOSRPを、操業開始の6ヶ月前に(ロシアの)関係機関に提出し、承認を得る」ことになっている。具体的回収方法や作業の詳細の策定が、そのような時期までかかる理由を明らかにしていただきたい。

質問2: この詳細なフェーズ2のOSRPは、ロシアの承認を得て初めて、日本の関係機関に渡ることになるのか。2002年9月公開のOSRPを見る限り、北海道に最も近いタンカーローディングユニットからの油流出においてさえ、日本への影響は考慮されていないが、本当に影響がないかどうか、詳細なOSRPを日本の専門家等によって検証する必要があるのではないかと。

質問3: また、OSRPは環境社会配慮上、重要な情報であると考えため、これに不備がないかどうか、国際協力銀行としてもフェーズ2の詳細なOSRPを審査対象とするべきではないかと。

質問4: 事業者であるSEIC²は、2003年に環境社会健康影響評価(ESHIA)をJBICに提出し、現在不十分な点について「補遺版EIA」を作成中であると認識している。この「補遺版EIA」にOSRPは含まれるのか確認したい。

2) タンカーからの油流出事故

タンカーの油流出予防・対応策については、SEICは責任外であると主張している。しかしながら、油流出が本事業の環境社会影響と不可分であることから、公的金融機関であるJBICとしては、適切な対策措置が取られているか、あるいは今後の対策措置の可能性を多方面から考慮し、審査の一環とするべきである。

予防: SEICは、タンカーは船主の責任であるとして、タンカー事故の対応はSEICの責任外であるという見解を表明している。一方、サハリンで油流出の予防・対応を担う企業、エコシェルフは、ホームページの情報では、具体的にどのような「予防」対策を取っているのが不明である。タンカーの事故・油流出の防止については、予防に力を入れている例として以下のようにアラスカが挙げられる。

アラスカの対応: 石油企業が出資し設立したアリエスカ・パイプライン・サービス社(Alyeska)の役割のひとつは、船舶護送対応船システム(SERVS)である。この目的は「タンカーがプリンス・ウィリアム・サウンドを安全に航海するように支援することで油流出を防ぐ。また、油流出対応契約と計画に従って、バルディー洋上基地とアラスカ原油船会社に効果的な対応サ

¹ 2002年9月に公開されたTEOC(建設用技術経済検証書)の一部にOSRPが含まれている。

² サハリンエナジー・インベストメント社(出資: シェル55%、三井物産25%、三菱商事20%)

ービスを提供することで環境を保護すること(Alyeska HP より)」である。

【Alyeska/SERVS 予防対策の例】

- ・ タンカーのエスコート船サービス・タグボートによる誘導・護送
- ・ 緊急曳航プログラム
- ・ 潜在危険度評価
- ・ 航行の分離案
- ・ 氷海航法
- ・ 視覚や電子を用いた多重条件観測による追加航行、結氷その他の現象の監視
- ・ レーダー、電子航法装置、視覚観察により、状況に応じて独自にタンカーの追跡
- ・ 各タンカーの審査
- ・ 地域社会との連携（アラスカには地域住民諮問評議会(PCAC)がある）
- ・ 漁船プログラム
- ・ グラフィック資源データベース作成、見直し、更新、承認

（「アラスカ州プリンス・ウィリアム湾における TAPS 通商タンカーの油流出の
防止と対応³/Eugene P.Till 他 より」）

質問1：エコシェルフでは、具体的にどのような予防対策を行っているのか明確にしてください。SERVS と同等の対策措置を講じているかどうかお聞きしたい。

質問2：予防対策については、**少なくともアラスカと同レベルの仕組みを構築することが考えられる**。たとえ、SEIC 一社では困難であるとしても、サハリンでは現在、SEIC 以外にエクソンやブリティッシュ・ペトロリアム(BP)など大企業が開発を行っており、日本の企業も多々これらに出資している。**このような組織あるいは仕組みづくりは不可能でないと考えるが、なぜこのような対応ができないのか。**

3) 油流出対応への準備(施設・タンカーとも)

対応の準備に際し、環境データの収集は、非常に重要な要素である。現在 SEIC は、補遺版 EIA を作成中であるが、どれほど詳細で正確なデータが盛り込まれるかは不明である。SEIC が既に提出している EIA 及び ESHIA においては、「鳥類や哺乳類が油まみれになった場合に受ける影響については楽観的すぎ、生物学多様性に関しては、実際のデータに基づいておらず、いくつかの生物種に関する情報が古すぎる(Sakhalin's Oil: Doing it Right/1999)」あるいは、2003 年 1 月に日本の野生生物専門家により開催された「EIA 検証会議」においては以下のように評価されている。

- ・ EIAのデータの収集、調査、解釈そのものに問題がある。
- ・ EIAには、生態系全体を考慮した評価が全くないなど、構造的に大きな欠陥がある。
- ・ 国境を越え移動する生物がいるにも関わらず、国際、越境する影響についての評価を欠いている。

³参考資料としてアラスカ行政法、第 18 編。アラスカ環境保全局、1993 年 11 月。石油および有害物質の放出 / 流出に対応するためのアラスカの連邦 / 州の即応計画（統合計画）第 1、2 巻。USCG およびアラスカ州、1993 年 11 月。プリンス・ウィリアム湾・タンカー石油流出予防および緊急時の計画、第 1、2、3 部（補足情報文書 1?22）、1994 年 3 月 25 日とある。

また将来的に、サハリンでは、「サハリン9」までの石油・天然ガス開発が行われる可能性が非常に高いことを鑑みれば、早期段階において、サハリン全体の詳細・正確な環境データの収集は不可欠であると考え。

(サハリン 石油・天然ガス開発事業環境影響評価専門家による検証レポート概要 2003年1月31日)

質問1：油流出時の対応準備としては、月毎に特定の海岸およびラグーンに飛来する鳥類調査や海生哺乳類の詳細な調査及びデータ収集を行うべきではないか。また油流出事故が生態系全体に及ぼす影響について詳細な評価を行うべきではないか。

質問2：長期的なことを考慮し、包括的にサハリンの自然環境を保護するため、サハリン全体の総合的戦略アセスメント(SEA)を早期に実施するべきではないか。

パイプライン関連

パイプラインの建設について、以下質問する。

質問1：ロシア連邦の国内規則と基準を定めた「SNiP 2.05.06-85*」⁴では、以下のように定められていると理解しているが、この理解は正しいか。また2000年に発行された、地震建築基準法「SNiP -7-81*」においても同様か確認したい。

【SNiP 2.05.06-85*/1997年より】

- ・パイプラインは以下のような一般的な指針のもと、地上または地下に建設される。
 - パイプラインは埋設されなければならない。(Sec.1.1.)
 - 地上の建設はパイプラインが以下のようなものに合致するときは例外的に許可される。
(1)砂漠 (2)山 (3)沼 (4)地すべり (5)不安定な永久凍土 (6)他の自然・構造物などの障害 (Sec.7.1.)
 - **パイプラインが活断層を通過する場所では、地上建設が使用されなければならない。**
(Sec.5.37)

質問2：サハリンIIの陸上パイプラインについては、**PSTS(サハリン 陸上パイプライン設計のための事業特定技術仕様書)**に基づいて建設されると理解しているが、この理解は正しいか。

また、PSTSでは、**陸上パイプラインは地中設計にされるべきである。**そして活断層は避けられるか、もしくはパイプラインが自由な動きや変形できるような「特別な防護手段」を使用し埋められなければならない。」ことが規定されていると理解しているが、正しいか。

質問3：PSTSは、SNiP 2.05.06-85*及びSNiP -7-81*を含むロシアや国際基準を元に作成されたものであるとの理解は、正しいか。そうであるならば、活断層部分の設計に関して、SNiPとPSTSの矛盾はなぜ生じているのか、お聞きしたい。

⁴ SNiP: National Codes and standards of the Russian Federation